

(整理番号 0716)

令和7年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県電子部品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和7年10月2日 (木) 9時05分～11時23分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人 定数3人	労 働 者 代表委員	出席3人 定数3人	使 用 者 代表委員	出席3人 定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長・村岡委員、部会長代理・太田委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」として運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞</p> <p>特定最低賃金の意義として地賃より高い水準を目指していく。また、世界的に新しい技術を作り出していくためにも、人材育成をしなければならない。さらに、春闘結果は昨年より妥結結果が上回っている。このような電機産業の重要性や春闘の結果を踏まえて前向きな結論を出していきたい。</p> <p>＜金額提示＞</p> <p>① 89円引き上げ (現行特賃に電機連合企業内最低賃金 (高卒) の上げ幅 (昨年から今年) 8.4%を乗じた額。)</p> <p>② 80円引き上げ (現行特賃に2025年電機連合春闘 (300人～999人の企業規模) の企業内最低賃金の上げ幅 7.55%を乗じた額。)</p>						

- ③ 72 円引き上げ（現行特賃に 2025 年電機連合栃木支部の春闘結果の賃上げ率 6.82% を乗じた額。）

（6）使用者代表委員の見解及び主張

＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞

中小企業の状況は厳しい。電機業界を取り巻く環境は依然として大きな変化の途上にあるが、直接恩恵を受けられるのは一部の大手企業のみである。

「事業の継続」と「雇用の維持」を最優先に考える。賃上げの必要性を否定しないが、通常の賃金の支払い能力に特に目を向け、現実的な判断をしていきたい。

＜金額提示＞

- ① 24 円引き上げ（昨年の引き上げ額の半額）
- ② 27 円引き上げ（現行特賃に令和 7 年度賃金改定状況調査結果第 4 表③・一般・B ランク・製造業の賃金上昇率 2.6% を乗じた額。）
- ③ 36 円引き上げ（現行特賃に令和 7 年度賃金改定状況調査結果第 4 表③・計・B ランク・産業計の賃金上昇率 3.4% を乗じた額。）

3 その他

次回の開催日を確認した。

令和 7 年 10 月 22 日（水）13 時 30 分～

第 2 回栃木県電子部品製造業最低賃金専門部会